

令和2年（行ウ）第89号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件

原告

被告 国

第4準備書面

令和4年1月14日

東京地方裁判所民事第19部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 指 宿 昭 一
同 明 石 順 平

令和3年11月24日付被告準備書面（4）について下記のとおり反論する。

被告は、取消訴訟において、処分の同一性の範囲内においては理由の差し替えが許されると主張しているが、この点は原告も特に争わない。そして、原処分は決定理由について、単に亡Aが労基法116条2項の家事使用人に該当するため、労災保険法の適用を受けないとの理由しか付していない。それにもかかわらず、業務起因性を理由として追加することは明白に処分の同一性の範囲を超える。

この点、被告自身が、被告第4準備書面6頁第2段落において、ベンジジン事件判決の解釈につき、「この判断については、以下のように理解することができる。すなわち、労災保険法の適用の有無は、申請の内容を検討する論理的前提となる問題（いわば手続的要件に類する問題）であるのに対し、業務起因性の有無は、申請に理由があるか否かという、実体的な要件を充足するか否かの問題（実体要件の問題）であって、問題のレベルが基本的に異なる。」と述べている。

本件は、被災者が労基法 116 条 2 項の家事使用人に該当するため、労災保険法の適用を受けないという手続的要件を理由として不支給の判断がなされている。したがって、ベンジジン事件判決と状況は全く同じである。そうすると、被告の解釈に従うのであれば、当然、本件も実体的要件である業務起因性への理由の差し替えは認められないことになる。それにもかかわらず、理由の差し替えが許されると主張するのは明白に矛盾している。

被告は岐阜地裁令和 3 年 10 月 29 日判決（乙 26）において、業務起因性が認められないことを理由とする不支給決定につき、労災保険上の労働者に該当しないことを追加的に主張したことが認められた旨主張している。しかし、それは本件と逆の状況である。本件は手続的要件の判断のみで不支給決定がされているが、岐阜地裁の件の場合、原処分庁は実体的要件である業務起因性を否定して、不支給決定している。これは当然の前提として、手続的要件である「労働者」該当性については、検討の上肯定していたと言える。さらに、「労働者」該当性については、審査請求、再審査請求段階では否定されており（乙 26 の 4 頁）、原処分庁以降の行政段階において明白に検討の対象になっていた。このように、岐阜地裁の件では、行政段階において「労働者」該当性に第 1 次的判断が及んでいたと言える。他方、本件では手続的要件のみしか判断されていないから、行政段階での第 1 次的判断が業務起因性にまで及んでいたとは言えない。

なお、被告は労働保険審査会において業務起因性について判断していると主張している。しかし、労働保険審査会が労働者性を認めたのは、介護業務部分のみであり、家事使用人部分については除外している。したがって著しく短い労働時間となり、それが業務起因性否定の原因となっている。すなわち、労働時間の大半を占めていた家事使用人としての労働部分について労災保険法の適用を除外したため、業務起因性が否定されたものであり、実質的には原処分の判断理由とほとんど異ならない。

そして、本件のここまでの推移からすれば、介護業務部分と家事使用人部分を明確

に区別できないため、家事使用人部分にも労災保険法の適用が認められるべきである。そうすると、労働時間が著しく長くなるため、判断の前提が全く異なったものになる。さらに、本件の業務起因性の判断にあたっては、「被災者が心筋梗塞を起こした場所が通常のサウナではなく、低温サウナであったこと」を考慮に入れることが必須であるが、それは行政段階では全く触れられていない。このように、実質的検討がされていないにもかかわらず、本件において業務起因性にまで裁判所が判断をすることは、明白に行政庁の第1次判断権を侵すこととなり、法の趣旨に反する。

したがって、本件は、ひとまず原処分を取り消した上、原告において再度労災請求をし直し、業務起因性について判断を求めることが妥当である。

以上